

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 自動車の新規登録等を申請する者が国に納めなければならない手数料の額を実費を勘案して改めるものとする事。

(第一条関係)

第二 この政令は、平成三十年四月一日から施行するものとする事。

(附則第一項関係)

第三 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする事。

(附則第二項関係)